

第百四十回国 参議院内閣委員会會議録第七号

平成九年四月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月四日

辞任

橋本 聖子君

風間 昶君

瀬谷 英行君

四月七日

辞任

菅野 壽君

四月十日

辞任

依田 智治君

菅野 壽君

四月十一日

辞任

大木 浩君

四月二十一日

辞任

藤澤 弘君

補欠選任

岡野 裕君

大久保直彦君

菅野 壽君

補欠選任

齋藤 勁君

補欠選任

大木 浩君

清水 澄子君

補欠選任

依田 智治君

補欠選任

西山登紀子君

出席者は左のとおり。

委員長 鎌田 要人君
理事 板垣 正君
委員 鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君
清水 澄子君

委員

海老原義彦君
狩野 安君
矢野 哲朗君
依田 智治君

大久保直彦君

山崎 力君

角田 義一君

齋藤 勁君

笠井 亮君

西山登紀子君

北澤 俊美君

久間 章生君

江間 清二君

田中 久雄君

国務大臣

(国務大臣
防衛庁長官)

政府委員

防衛庁長官官房

事務局側

常任委員会専門

員

田中 久雄君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鎌田要人君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四日、風間昶君、橋本聖子君及び瀬谷英行君が委員を辞任され、その補欠として大久保直彦君、岡野裕君及び菅野壽君が選任されました。

また、去る七日、菅野茂君が委員を辞任され、その補欠として齋藤勁君が選任されました。

また、去る十日、菅野壽君が委員を辞任され、その補欠として清水澄子君が選任されました。

また、昨二十一日、藤澤弘君が委員を辞任され、その補欠として西山登紀子君が選任されました。

○委員長(鎌田要人君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鎌田要人君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に清水澄子君を指名いたします。

○委員長(鎌田要人君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。久間防衛庁長官。

○国務大臣(久間章生君) ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正を内容としております。

陸上自衛隊における補給業務の迅速化及び効率化を図るため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとするともに、平成八年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、平時における効率的な人的勢力の保有の観点から、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において自衛官となつておられ、かつ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務する即応予備自衛官の制度を導入することとし、あわせて自衛官の定数を改める必要がありま

す。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、即応予備自衛官制度の導入、補給統制本部の新設に伴い、陸上自衛官の定数を変更するとともに、統合幕僚会議に置かれている情報本部の要員を確保するため、自衛官の定数を変更するものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、補給統制本部の新設についてでございます。

陸上自衛隊における補給処の業務を統制する機関として新たに陸上自衛隊に補給統制本部を置くことができることとし、補給統制本部の所掌事務を定めるとともに、補給統制本部長には自衛官をもって充てることとしております。

第二に、即応予備自衛官制度の導入についてでございます。

長官は、即応予備自衛官に対し、防衛出動、治安出動、災害派遣及び地震防災派遣に際して、必要があるとき、内閣総理大臣の承認を得て、防衛招集命令等を発することができるとするともに、所要の訓練を行うため、期間を定めて訓練招集命令を発することができるとしてしております。

このほか、即応予備自衛官の招集手続、員数、身分取り扱い等を定めることとしております。

あわせて、予備自衛官として採用できる者から旧保安隊の保安官等を除くとともに、予備自衛官の防衛招集の要件等を改め、訓練招集の年間回数の制限をなくすることとしております。

最後に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正でございます。

これは、即応予備自衛官制度の導入に伴い、即応予備自衛官に対し即応予備自衛官手当及び訓練招集手当を支給することとするものであります。以上が防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(鎌田要人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第六四三号)(第六四八号)

一、山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(第六五二号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第六五九号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第六五九号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第六七三号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第六七七号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第六九二号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第七〇七号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第七〇八号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第七一〇号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第七一七号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第七一六号)

一、山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願

(第七二〇号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第七二二号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第七二九号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第七三二号)(第七四四号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第七四五号)

第六四三号 平成九年三月二十一日受理

共済年金制度の堅持に関する請願(二通)

請願者 奈良県橿原市今井町四ノ三ノ一 武藤秀外一名

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第六四八号 平成九年三月二十一日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 香川県高松市西宝町二ノ六ノ四〇 三好保

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第六五二号 平成九年三月二十一日受理

山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願

請願者 新潟県新津市新栄町二六ノ五 野清美

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五六号 平成九年三月二十一日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 大分県宇佐郡院内町大字香下五九 力徳彰

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 北海道帯広市大空町四ノ五ノ一〇 一 大津正治外六百七名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第六七三三号 平成九年三月二十五日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 佐賀市神野西二ノ一ノ三一 藤原 正実

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第六七七号 平成九年三月二十五日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 京都市東山区今熊野南日吉町一五 九 進藤幸枝外四十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六九二二号 平成九年三月二十五日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 佐賀市水ヶ江二ノ六ノ二七 吉村 又男

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第七〇七号 平成九年三月二十六日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 埼玉県三郷市東町三六二ノ一 平 野秀子外二十九名

紹介議員 村上 正邦君

井出修一

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第七一〇号 平成九年三月二十六日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 埼玉県入間市東町六ノ一ノ一四 津村ナミエ外二十八名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七一一号 平成九年三月二十六日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 大阪府東大阪市松原一ノ四ノ一九 竹内徹

紹介議員 谷川 秀善君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第七一六号 平成九年三月二十七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 埼玉県麻城市南町三ノ二ノ六ノ七〇 一 柳原りき子外二十九名

紹介議員 小山 孝雄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七二〇号 平成九年三月二十七日受理

山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼二ノ三四ノ五 湯浅謙

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七二九号 平成九年三月二十七日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 山梨県甲府市古府中町一、三五四
ノ七 小松芳正
紹介議員 中島 眞八君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第七三二号 平成九年三月二十七日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 埼玉県吉川市三輪野江一、三五六
堀江智子外二十七名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七四四号 平成九年三月二十七日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(九通)
請願者 高知県香美郡土佐山田町栄町八ノ
一〇 田中米外八十九名
紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七四五号 平成九年三月二十七日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 高知市本町四ノ一ノ四九 鍋島正
稔
紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第七五七号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第七六〇号)(第七六五号)(第七九〇号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第七九二号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第八〇八号)
一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八一五号)(第八二九号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第八三四号)(第八三五号)
一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八四〇号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第八五三三号)
一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八五五号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第八五八号)
一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八七〇号)(第八七二号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第八七八号)
一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八八三三号)(第八八五五号)
一、恩給欠格者の救済に関する請願(第八八七三三号)
一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第九〇一三三号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第九〇六三三号)
一、傷病恩給等の改善に関する請願(第九〇八三三号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第九〇九三三号)
一、恩給欠格者の救済に関する請願(第九一二三三号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第九一三三三号)
一、山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(第九一七三三号)
一、非核三原則の法制化に関する請願(第九二一三三号)

三三三(第九二七号)
一、恩給欠格者の救済に関する請願(第九二八三三三号)
一、非核三原則の法制化に関する請願(第九三三三三三号)(第九五〇三三三号)(第九五三三三三号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第九五八三三三号)
一、非核三原則の法制化に関する請願(第九六二三三三号)(第九六六三三三号)
一、共済年金制度の堅持に関する請願(第九六七三三三号)
一、非核三原則の法制化に関する請願(第九七六三三三号)

第七五七号 平成九年三月二十八日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(三通)
請願者 山形市大字元木三三〇ノ二 澤田
とみ外三十九名
紹介議員 鈴木 貞敏君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七六〇号 平成九年三月二十八日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 仙台市青葉区本町三ノ七ノ四 小
野啓吉
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第七六五号 平成九年三月二十八日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 山梨県甲府市美咲一ノ一七ノ九
齋藤治郎
紹介議員 志村 哲良君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第七九〇号 平成九年三月二十八日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 石川県小松市日の出町四ノ二三

請願者 島根県松江市一の谷町六ノ三 目
次安茂
紹介議員 青木 幹雄君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第七九二号 平成九年三月二十八日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(二通)
請願者 埼玉県鶴ヶ島市上広谷八ノ四ノ三
三 肥後喜久恵外二十五名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇八号 平成九年三月三十一日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 静岡県袋井市岡崎三、三四八 鈴
木 伸
紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第八一五号 平成九年三月三十一日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 埼玉県入間市扇台四ノ一ノ九 小
林笑子外十九名
紹介議員 板垣 正君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八二九号 平成九年四月一日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 埼玉県新座市野火止三ノ一六ノ五
三ノ四〇二 有村律子外十六名
紹介議員 齋藤 勁君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八三四号 平成九年四月一日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 石川県小松市日の出町四ノ二三

請願者 埼玉県鶴ヶ島市上広谷八ノ四ノ三
三 肥後喜久恵外二十五名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇八号 平成九年三月三十一日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 静岡県袋井市岡崎三、三四八 鈴
木 伸
紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第八一五号 平成九年三月三十一日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 埼玉県入間市扇台四ノ一ノ九 小
林笑子外十九名
紹介議員 板垣 正君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八二九号 平成九年四月一日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 埼玉県新座市野火止三ノ一六ノ五
三ノ四〇二 有村律子外十六名
紹介議員 齋藤 勁君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八三四号 平成九年四月一日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 石川県小松市日の出町四ノ二三

小村三郎

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第八三五号 平成九年四月一日受理

共済年金制度の堅持に関する請願(三通)

請願者 神奈川県三浦市原町九ノ四八 新

倉一雄外二名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第八四〇号 平成九年四月一日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口二、五七五ノ一

二 小野弘子外十九名

紹介議員 鈴木 正孝君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八五三三号 平成九年四月二日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 静岡市西千代田町二三ノ二 松井

重雄

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第八五五号 平成九年四月二日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡東町伊佐部八〇二

飯島光外三十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八五六号 平成九年四月二日受理

共済年金制度の堅持に関する請願(四通)

請願者 大分市芳河原団地二組 杉崎元信

外三名

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第八七〇号 平成九年四月三日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 埼玉県入間市東町一ノ一一ノ一八

榎育子外八名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八七一号 平成九年四月三日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 埼玉県大宮市連沼一ノ二二五ノ三

三 牧田ヒデア外十八名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八七八号 平成九年四月四日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 広島県三原市糸崎町九三〇 安藤

史郎

紹介議員 溝手 顕正君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第八八三三号 平成九年四月四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 埼玉県狭山市水野一、〇四三ノ六

吉田朝男外九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八九五号 平成九年四月七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市中央一ノ三ノ四

赤羽フジエ外九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八九七号 平成九年四月七日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 島根県出雲市浜町二、一七三ノ二

井上光雄外十名

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第九〇一〇号 平成九年四月七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(二通)

請願者 茨城県ひたちなか市稲田一、一一

四ノ八一 桜井きみ外四十九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九〇六号 平成九年四月八日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 神戸市北区有野台三ノ五ノ四 黒

田良久

紹介議員 芦尾 長司君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第九〇八号 平成九年四月八日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市仙波町一ノ二二ノ七

鈴木清太郎外一名

紹介議員 関根 則之君

国家補償の精神に基づき傷病恩給及び扶助料は年々改善されているが、今なおすべての要望を満たしてはいない。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、恩給年額の改善

1 傷病恩給等の改善については国家補償としての恩給の性格並びに社会経済等高齢化に配慮して、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持すること。また、恩給改善の実施時期については総合勘案方式で、年度始めより実施すること。

2 重度重複者の恩給については精神的補償額が余りにも低いため、特別項症の割増率を改善するとともに第一項症の七割増制限を見直して、すべての傷病程度を合算した額に相当する割増率に改めること。

3 特別加給については改善されないまま据え置かれているので増額すること。また、扶養加給を増額するとともに、特別項症に加算した場合及び制度の異なる恩給を併給されたときはそれぞれ三割増にすること。なお、妻を亡くした重度傷病者は三割増を残すこと。

二、恩給の最低保障の改善

1 扶助料の最低保障額については引き続き増額するとともに、公務扶助料は増加恩給の第六項以上にして特別扶助料及び増加非公死扶助料は同じく第七項以内にする。また、増加非公死扶助料の実質的向上を図るため、増加恩給の五割を特別加算すること。なお、傷病者遺族特別年金は特別扶助料の七十五%にすること。この場合普通扶助料受給権者はその超過分を加算すること。

2 増加恩給に併給されている普通恩給については、短期最低保障十二年以下をすべて同一額にすること。

3 共済の遺族年金については、今後増加非公死扶助料の支給制限を撤廃すること。

第九〇九号 平成九年四月八日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 島根県浜田市内田町七六四 木村

巖

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

り実施すること。

2 重度重複者の恩給については精神的補償額が余りにも低いため、特別項症の割増率を改善するとともに第一項症の七割増制限を見直して、すべての傷病程度を合算した額に相当する割増率に改めること。

3 特別加給については改善されないまま据え置かれているので増額すること。また、扶養加給を増額するとともに、特別項症に加算した場合及び制度の異なる恩給を併給されたときはそれぞれ三割増にすること。なお、妻を亡くした重度傷病者は三割増を残すこと。

二、恩給の最低保障の改善

1 扶助料の最低保障額については引き続き増額するとともに、公務扶助料は増加恩給の第六項以上にして特別扶助料及び増加非公死扶助料は同じく第七項以内にする。また、増加非公死扶助料の実質的向上を図るため、増加恩給の五割を特別加算すること。なお、傷病者遺族特別年金は特別扶助料の七十五%にすること。この場合普通扶助料受給権者はその超過分を加算すること。

2 増加恩給に併給されている普通恩給については、短期最低保障十二年以下をすべて同一額にすること。

3 共済の遺族年金については、今後増加非公死扶助料の支給制限を撤廃すること。

第九一二号 平成九年四月八日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 神奈川県厚木市中荻野二八 伏見

春義

紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一三三号 平成九年四月八日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 新潟市白山浦一ノ四二五ノ二片
野二郎

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第九一七号 平成九年四月九日受理
山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市親王塚町五ノ六 藤
田博

紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第九二三号 平成九年四月九日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 兵庫県西宮市中殿町五ノ四ノ二〇
一 藤尾大輔外五十九名

紹介議員 武田 節子君
被爆者は自らの体験に基づき、核兵器廃絶と原爆被害への国家補償を求めている。しかし、アメリカを始めとする大国はいまだに核抑止論しがみつき、唯一の被爆国である我が国もアメリカの「核の傘」に依存し、原爆被害をもたらした国の戦争責任を認めようとはしていない。また、被爆者援護法(原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一二七号))は国家補償法にされなかったため、原爆犠牲者の遺族のうち被爆者でない遺族を切り捨て、在外被爆者への法の適用を拒むなど差別を生んでいる。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず、の非核三原則を法制化すること。

第九二七号 平成九年四月九日受理
非核三原則の法制化に関する請願

請願者 名古屋北区安井四ノ一四ノ五五
内山のり子外六十名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九二八号 平成九年四月九日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 島根県出雲市大塚町七五七ノ五
黒崎敏夫外九名

紹介議員 景山俊太郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三一号 平成九年四月九日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 神戸市北区鈴蘭台南町七ノ二ノ一
八 山口幸雄外五十九名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九五〇号 平成九年四月九日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 兵庫県水上郡春日町野村一、五九
四ノ三 竹内利雄外五十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九五三三号 平成九年四月九日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 兵庫県水上郡市島町上垣五八五ノ
一 余田幸太郎外五十九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九五六号 平成九年四月九日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 長野県茅野市玉川四、〇三三ノ一
〇 太田光男外九百九十九名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九五八号 平成九年四月十日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 岡山市西古松二七 船越純介外二
百十三名

紹介議員 加藤 紀文君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第九六二二号 平成九年四月十日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 神戸市須磨区友が丘一ノ三五ノA
ノ三ノ一〇六 久永順三外五十九
名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九六六号 平成九年四月十日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 佐賀県西松浦郡西有田町大木 吉
富安美外四百九十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九六七号 平成九年四月十日受理
共済年金制度の堅持に関する請願(二通)
請願者 大分市大字下郡字長谷四九六ノ三
八 大塚貞雄外一名

紹介議員 釘宮 馨君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第九七二二号 平成九年四月十日受理
非核三原則の法制化に関する請願
請願者 神戸市垂水区本多聞四ノ二ノ一三
ノ五 森みさ子外五十七名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九七六号 平成九年四月十日受理
非核三原則の法制化に関する請願

請願者 埼玉県川口市安行藤八六〇一ノ一
松尾裕美外三百三十二名

紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

四月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第八条中「十七万九千四百三十人」を「十七万八千七百人」に、「二十七万三千七百五十一人」を「二十七万二千三百五十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五節 予備自衛官(第六十六条―第七十五条)」を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。
第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。
第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。
第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。
第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。
第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。
第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。
第七十五条を 第一款 予備自衛官(第七十五条―第七十五条)に改める。

(補給統制本部)

第二十七條の二 補給統制本部においては、陸上自衛隊における第二十六條第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達事務のうち長官が定めるものを行う。

2 補給統制本部に、補給統制本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 補給統制本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八條中「病院長」の下に、「補給統制本部長」を加える。

第三十三條中「予備自衛官」の下に、「即応予備自衛官」を加える。

第三十四條中「予備自衛官」の下に「及び即応予備自衛官」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五章第五節の節名を次のように改める。

第五節 予備自衛官及び即応予備自衛官

第五章第五節中第六十六條の前に次の款名を付する。

第一款 予備自衛官

第六十七條第一項中「旧保安隊の保安官及び旧警察予備隊の警察官並びに旧警備隊の警備官及び旧海上警備隊の海上警備官を含む。」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

第六十八條第三項中「一年以内」を「当該自衛官が第七十六條第一項の規定による防衛出動を命ぜられていた場合にあっては一年以内の期間を限り、その他の場合にあっては六月以内」に改める。

第七十條第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「場合」の下に「又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合」を加え、同条第六項中「長官は」の下に「第一項の規定による防衛招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつた者について」を加え、「すみやか

に」を「速やかに」に改め、同条第七項中「防衛招集を」を「前二項の規定により防衛招集を」に改める。

第七十一條第一項中「年に二回以内」を削る。

第七十二條中「事項」の下に「予備自衛官に対する」を、「その他」の下に「予備自衛官の」を加える。

第五章第五節中第七十五條の次に次の一款を加える。

第二款 即応予備自衛官

(即応予備自衛官)

第七十五條の二 即応予備自衛官は、第七十五條の四第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務し、第七十五條の五第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事するものとする。

2 即応予備自衛官の員数は、千三百七十三人とし、防衛庁の職員の定員外とする。

(部隊の指定)

第七十五條の三 長官又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官に対し、次条第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務する陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。

(防衛招集、治安招集及び災害等招集)

第七十五條の四 長官は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することが出来る。

一 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合 防衛招集命令書

による防衛招集命令

二 第七十八條第一項若しくは第八十一條第二項の規定による治安出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、第七十八條第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合 治安招集命令書による治安招集命令

三 第八十三條第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十三條の二の規定により部隊等を支援のため派遣する場合 災害等招集命令書による災害等招集命令

2 前項各号の招集命令を受けた即応予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、招集に応じなければならない。

3 第一項各号の招集命令により招集された即応予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となつて現に指定されている陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

4 長官は、第一項各号の規定による招集命令を受け、前項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

5 前項の規定又は第七項において準用する第七十條第五項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受けた場合又は第七項において準用する同条第八項に該当する場合を除き、辞令を発せられることなく、招集の解除の日の翌日をもつて即応予備自衛官となり、招集の解除の日の当該自衛官の階級を指定されたものとする。

6 長官は、第四項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当し、必要があると認めるときは、

内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することが出来る。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

7 第七十條第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項各号の規定による招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、同条第四項中「前項本文」とあるのは「第七十五條の四第三項前段」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第七十五條の四第一項各号」と、「防衛招集命令」とあるのは「招集命令」と、「又は防衛招集」とあるのは「又は招集」と、同条第八項中「第六十八條第三項」とあるのは「第七十五條の八において準用する第六十八條第三項」と、「防衛招集」とあるのは「招集」と読み替へるものとする。

(訓練招集)
第七十五條の五 長官は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することが出来る。

2 前項の訓練招集命令を受けた即応予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて、三十日を超えない範囲内で総理府令で定める期間とする。

4 第七十一條第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による訓練招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは、「第七十五條の五第一項」と読み替へるものとする。
(委任規定)
第七十五條の六 前二条に規定するもののは、第七十五條の四第一項各号に規定する防

衛招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書並びに前条第一項に規定する訓練招集命令書に記載すべき事項、即応予備自衛官に対する防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令並びに訓練招集命令の手続その他即応予備自衛官の防衛招集、治安招集及び災害等招集並びに訓練招集に關し必要な事項は、政令で定める。

(動統報奨金)

第七十五条の七 長官又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官(第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)がその任用期間のうち総理府令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、総理府令で定めるところにより、その者に対し、動統報奨金を支給することができる。

(準用)

第七十五条の八 第六十七条から第六十九条の二まで及び第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十八条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項の規定による防衛招集命令」とあるのは「第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令」と、同条第二項中「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第一項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十四条第二項中「防衛招集」とあるのは「防衛招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替へるものとする。

第九十六条第一項第一号中「学生及び」を「学生並びに」に改め、「予備自衛官」の下に

「及び即応予備自衛官」を加える。

第一百九条第一項第四号中「予備自衛官」の下に「又は第七十五条の四第一項第一号若しくは第二号の規定による防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた即応予備自衛官」を加える。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別段の定」を「別段の定め」に改め、「予備自衛官」の下に「及び即応予備自衛官以下「予備自衛官等」という。」を加え、「本条」を「この条」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四条第二項、第十二条第一項、第十八条の二及び第二十二條第一項中「予備自衛官」を「予備自衛官等」に改める。

第二十四条の二の見出しを削り、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、これらの月のうちに次条の規定により即応予備自衛官手当が支給される月があるときは、その月の予備自衛官手当は、支給しない。

第二十四条の二第五項及び第六項を削る。

第二十四条の二の前に見出しとして「予備自衛官等の給与」を付し、同条の次に次の三條を加える。

第二十四条の三 即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当を支給する。

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万六千円とする。

3 前条第三項本文及び第四項の規定は、即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「予備自衛官」とあるのは、「即応予備自衛官」と読み替へるものとする。

第二十四条の四 訓練招集に応じた予備自衛官

等には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

第二十四条の五 前三条に規定するもののは、予備自衛官手当、即応予備自衛官手当及び訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の三中「予備自衛官」を「予備自衛官等」に改め、「第六十七条第二項」の下に「(同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「昭和三十四年三月三十一日以前に自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として退職し、予備自衛官に採用された者にあつては、その者が自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として受けていた最終の俸給月額に三十を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(政治資金規正法の一部改正)

2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の九第一項第四号中「予備自衛官」の下に「及び同法第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の即応予備自衛官」を加える。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号の次に次の二号を加える。

十の二 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の業務及び会計の検査に關すること。

十の三 水産業協同組合及び漁業信用基金協会

の業務及び会計の検査に關すること。

第四条第百十二号中「行うこと。」の下に「第十号の二に掲げるものを除く。」を加え、同条第百二十九号中「行うこと。」の下に「第十号の三に掲げるものを除く。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年十月一日から施行する。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第二条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号中「第四條第百七号」を「第四條第十号の二、第十号の三、第百七号」に改める。

平成九年四月二十五日印刷

平成九年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局